

平成29年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成29年3月30日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成29年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会のあいさつ	3
出席状況の報告	5
議事日程の報告	6
議案第1号 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	6
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	6
議案第1号採決	8
議案第2号 平成29年度枚方寝屋川消防組合予算	8
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	8
西田昌美議員の質問	12
矢追政宏総務部長の答弁	12
西田昌美議員の再質問	13
議案第2号採決	13
議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	13
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	13
議案第3号採決	14
議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について	14
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	14
議案第4号採決	17
一般質問	17
松岡ちひろ議員の質問	17
アスクール倉庫火災に係る消防組合の防火対策について	
長尾谷町に建設予定である大規模物流倉庫に係る消火活動体制等について	
滝本耕三予防部長の答弁	18
松岡ちひろ議員の再質問	18
長尾谷町に建設予定である大規模物流倉庫に係る消火活動体制等について（要望）	
森本雄一郎議員の質問	19
消防広域化について	
矢追政宏総務部長の答弁	19
森本雄一郎議員の再質問	19
消防広域化について	
矢追政宏総務部長の答弁	20
森本雄一郎議員の再質問	20
消防広域化について（要望）	

伏見隆管理者閉会のあいさつ	20
岡林薫議長閉会のあいさつ	21
閉会（午前10時56分）	21

平成29年3月30日（木）

平成29年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成29年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成29年3月30日（木）

出席議員（16名）

1番	井川	晃一	7番	工藤	衆一	13番	野村	生代
2番	岡	由美	8番	坂光	勇哉	14番	松岡	ちひろ
3番	岡沢	龍一	9番	高見	雄介	15番	森本	雄一郎
4番	岡林	薫	10番	千葉	清司	16番	八尾	善之
5番	北川	健治	11番	西田	昌美			
6番	木村	亮太	12番	丹生	真人			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	古川	昌純
副管理者	北川	法夫	枚方消防署長	森本	祐司
副管理者	長沢	秀光	枚方東消防署長	宮崎	洋道
会計管理者	中村	圭一	寝屋川消防署長	東口	敏巳
消防長	藤中	明広	警防部参事	岡田	光司
消防次長	幸	徹	予防部参事	植村	忠由
消防次長兼予防部長	滝本	耕三	枚方市市民安全部長	宮本	勝裕
総務部長	矢追	政宏	寝屋川市危機管理監	岡本	和博

議 事 日 程（平成29年3月30日 午前10時00分開会）

- | | | |
|------|-------|------------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第2号 | 平成29年度枚方寝屋川消防組合予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | | 一般質問 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 藤 木 浩 介

(午前10時00分)

○岡林薫議長 おはようございます。

本日は、枚方寝屋川消防組合議会を招集させていただきましたところ、年度末何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから平成29年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けいたします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。

平成29年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年度末で何かとご多用のところ、早朝よりご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

これまでの懸案課題でありました、本消防組合で最も古い築50年以上となる枚方消防署中宮出張所の建て替えにつきましては、今月15日に無事に完成し、今週月曜日から新庁舎での消防業務の運用を開始したところであり、これまでの議員の皆様のご理解とご支援に深く感謝を申し上げます。

さて、昨年も、4月の熊本地震や10月の鳥取県中部地震など、全国各地でさまざまな災害が発生し、多くの尊い生命と財産が失われました。中でも12月に新潟県糸魚川市で発生しました大規模火災は、消防界にとって多くの課題を残す衝撃的な災害となりましたが、今年に入っても、埼玉県での大規模な倉庫火災をはじめ、茨城県や三重県などでも大きな工場火災が相次いで発生し、各地で安全対策が課題となっているところではあります。

本消防組合では、こうした火災を受け、市街地密集地域等における消火栓等の消防水利の状況や消防戦術の確認を行うとともに、大規模な倉庫や工場に対する火災予防指導の徹底や、火災が発生した場合の消防活動方法の検証など、予防・警防面からの対策を行っているところです。

また、このような大きな火災をはじめ、さまざまな災害に対応していくためには、日ごろからの危機管理体制の確立や市・消防団等との連携の強化が必要であり、こうしたことを念頭に置きながら、「安全で安心して暮らせるまち」の実現を目指してまいります。

こうした本消防組合を取り巻く環境と課題を踏まえながら、本定例会に当たりまして、平成29年度の主要施策についてご説明させていただきます。

本消防組合では、ここ10年で職員総数の半数以上の職員が定年退職を迎え、それに伴い新規職員を計画的に採用していくことにより、急速に若返りが進み、職場の活性化が図られるというメリットの反面、卓越した技術や豊富な経験を有する職員が激減し、災害現場での安全管理に大きな不安が生じています。

昨年の火災件数は一昨年に引き続き減少しており、ここ数年、火災発生件数は横ばいまたは減少傾向にあります。全国的には消火活動が困難な大規模で複雑な火災が増加し、また、道路陥没事故など特異な災害も増えております。

こうした中で、実災害の経験が少ない若手職員をベテラン職員に育成し、安全管理を徹底していくためには、日々の訓練が不可欠であり、さまざまな災害に対応できる総合的な訓練施設の整備が第4次将来構想計画の課題となっています。

そのため、来年度には、構成両市の参画のもと、(仮称)総合訓練施設整備検討会を設置し、検討を開始していく運びとなっており、その進捗状況等につきましては、全員協議会等を活用し、議員の皆様にもお伝えしてまいります。

年々増加する救急需要への対策といたしまして、枚方東消防署長尾出張所と寝屋川消防署神田出張所の救急隊を専任化し、救急体制の充実・強化に努めてまいります。

また、重篤な傷病者の救命率の向上を図り、予後の改善や社会復帰率を高めていくために、本年4月から、関西医科大学附属病院高度救命救急センターと連携を図りながら、枚方市、寝屋川市及び交野市市域におけるドクターカーをスタートいたします。運用開始後は、ドクターカーによる効果や導入に係る経費など、さまざまな角度からしっかりと検証を行ってまいります。

火災予防対策といたしまして、昨年4月から開始いたしました重大な消防法令違反のある防火対象物に対する公表制度につきましては、1年が経過し、この間、9割以上の防火対象物で改善が見られたところであり、今後も全力で違反是正指導に努めてまいります。

小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の指導につきまして、本消防組合では、昨年12月の本定例会以降、管内の全ての障がい者グループホームの実態調査を行ったところであり、今後は、大阪府で現在作成中の障がい者グループホームの消防法令に関するガイドラインを検証した上で、本消防組合の指導方針を定めていきたいと考え

ております。

人事施策の課題といたしまして、本消防組合の消防職員の定数は、平成4年の改正以来、772人以内となっており、第4次将来構想計画で定める職員数の655人以内と大きく乖離しております。そのため、来年度は、大阪府立消防学校に入校している初任教育生等の職員数と消防力との考え方を整理し、また、再任用職員の定数管理と整合を図りながら、消防職員定数条例の見直しに向けた検討を行ってまいります。

本消防組合と交野市消防本部との消防の広域化につきましては、交野市の意向を踏まえまして、現段階では今後議論を進めていかない運びとなりましたので、よろしくお願いいたします。

このように、本消防組合ではさまざまな施策や事業を予定しておりますが、来年度も全員協議会等を積極的に活用し、議員や市民の皆様への説明責任を果たしながら、着実に実施してまいりたいと考えております。

今後も、市民の皆様から信頼される消防行政の確立と安心・安全なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましては、温かいご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、平成28年度消防組合補正予算（第2号）や平成29年度消防組合予算をはじめ2件の条例改正の議案を提案させていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

○岡林薫議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、事務局職員から諸般の報告があります。

○藤木浩介事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議の出席議員は16名、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成28年度11月分から平成28年度平成29年2月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○岡林薫議長 ただいま報告がありましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第70条に基づき会議録署名議員を議長において指名いたします。3番岡沢議員、8番坂光議員。以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

次に、事務局職員から議事日程の報告があります。

○藤木浩介事務局長 議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会期の決定について |
| 日程第2 | 議案第1号 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第2号 平成29年度枚方寝屋川消防組合予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 一般質問 |

以上です。

○岡林薫議長 ただいまの議事日程により本日の会議を進めてまいります。

それでは、初めに、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡林薫議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 議案第1号 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第1号 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、人件費の精算をはじめ、中宮出張所建替工事、消防車両購入の契約確定等に伴う減額、長期債利子の精算や、東洋ゴム工業株式会社から損害金が支払われたこと、熊本地震における緊急消防援助隊活動経費の交付金が支払われたことによる諸収入の増額などを合わせまして、減額補正をお願いするものです。

それでは、恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,719万7,000円を減額しまして、補正後の総額を75億828万4,000円とするものでございます。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、議案書3ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」についてご説明申し上げます。

消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の4億1,970万円から3,270万円減額いたしまして、3億8,700万円に変更するものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金につきまして、2億9,366万2,000円減額するものでございます。

内訳といたしまして、枚方市負担金を1億7,931万6,000円、寝屋川市負担金を1億1,434万6,000円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、第3款 府支出金、第1項 府負担金を、85万1,000円増額するものでございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣してあります本消防組合職員の今年度の人件費相当額の精算によるものでございます。

次に、第6款 諸収入、第2項 雑入、第1目 雑入を、1,194万1,000円増額するものでございます。これは、本消防組合から両市へ派遣しております再任用職員の今年度の人件費相当額の精算、少年消防クラブ育成事業等に係るコミュニティー助成金、熊本地震派遣に係る消防広域応援交付金によるものでございます。

続きまして、第2目弁償金を1,754万7,000円増額するものでございます。これは、東洋ゴム工業株式会社から損害金が支払われたためでございます。

次に、第7款 組合債、第1項 組合債を3,270万円減額するものでございます。これは、消防車両購入と、中宮出張所建替工事の契約確定等に伴うものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

第8款 繰越金、第1項 繰越金につきましては、平成27年度歳計剰余金1億882万6,000円を新たに予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の10ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費を1億8,233万7,000円減額するものでございます。まず、人件費でございますが、給料では、職員数及び年齢構成の変動等などにより、

2,470万円減額し、職員手当等でも同じく3,662万9,000円減額するものでございます。

共済費においても、追加費用の率の変更等により7,968万円を減額するものでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

負担金、補助及び交付金では、東洋ゴム工業株式会社からの損害金のうち、枚方市への人件費相当分を支払うため、枚方市負担金を53万6,000円増額し、構成市の枚方市から消防組合へ派遣されております職員2名分の人件費相当額の精算による43万5,000円の減額とあわせまして、10万1,000円増額するものでございます。

工事請負費では、中宮出張所建替工事の契約確定に伴いまして3,723万7,000円減額し、備品購入費では、消防車両購入の契約確定に伴い419万2,000円を減額するものでございます。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費でございますが、これは、新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算によりまして、486万円減額するものでございます。

15ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、20ページと21ページに「地方債に関する調書」を、22ページに「参考資料」を添付させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○岡林薫議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3 議案第2号 平成29年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第2号 平成29年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、新消防本部庁舎建設、消防情報システム整備及び消防救急デジタル無線整備の各事業に係る多額の公債費の償還が、将来にわたって義務的経費として増加していく中、市民生活の安全と安心を確保しながら、効率的、効果的な消防行政運営を図るため、ドクターカー事業など「第4次将来構想計画」に基づく各施策の諸経費等を計上させていただいたものでございます。

それでは、別冊の予算書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ79億8,046万5,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

まず、第2表 債務負担行為をごらんください。

AED貸借といたしまして、限度額906万2,000円を計上しております。

次に、第3表の地方債でございますが、消防防災施設整備事業といたしまして限度額1億5,500万円を計上しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借り入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに79億8,046万5,000円でございます。

前年度と比較いたしますと、2億8,498万4,000円の増額、率にしまして3.7%の増になっております。これは、退職手当や新消防本部庁舎建設、消防情報システム・消防

救急デジタル無線整備に係る公債費が増額となったことが主な要因となっております。

それでは、歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金は、構成両市における平成28年度9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出したしました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費を加えました合計が、76億9,946万9,000円の負担金となっております。

その内訳は、枚方市負担金が46億2,865万8,000円で、按分比率は60.6157%でございます。寝屋川市負担金は29億8,845万5,000円で、按分比率は39.3843%でございます。消防指令業務の共同運用に係る交野市の負担金は8,235万6,000円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料は、電柱の使用料として9,000円の収入を見込んでおります。

第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして、885万5,000円の収入を見込んでおります。

次に、18ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は、緊急消防援助隊用車両として申請しておりますミニタンク車、救急自動車及び救助工作車各1台の車両購入に係ります国庫補助金としまして、6,677万3,000円の収入を見込んでおります。

第4款 府支出金、第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします本消防組合職員1名の人件費相当額826万9,000円を、第2項 府補助金は、ヘリコプター運営補助金としまして843万9,000円を見込んでおります。

第5款 財産収入、第1項 財産売払収入20万円、第6款 寄附金、第1項 寄附金100万円、第7款 諸収入、第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。

次に、20ページをお開き願います。

第2項 雑入は3,244万1,000円で、これは、少年消防クラブ育成事業等に係るコミュニティー助成金、防火管理講習会の受講料収入、自動車損害賠償保険収入などの収入見込みに加えまして、再任用職員4名の構成両市への派遣に伴う人件費相当額を計上しているものでございます。

第8款 組合債、第1項 組合債は、消防自動車の購入に係ります消防防災施設整備事業債で、1億5,500万円を計上いたしております。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費、第1項 議会費362万6,000円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費130万7,000円は、特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に関する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費16万1,000円は監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費、第1項 消防費は73億9,124万1,000円で、前年度と比較しまして3,661万8,000円の増額となっております。

その主な内容をご説明申し上げます。27ページをごらんください。

人件費につきまして、給料は25億2,975万5,000円で、世代交代などによる職員変動に伴いまして1,138万円の減額、また、職員手当等は28億5,271万1,000円で、退職者が前年度に比べ12人増加することによりまして2億6,277万7,000円の増額となります。

29ページをお開き願います。

共済費は、共済組合負担金率の変更によりまして9億5,407万3,000円で、人件費総額といたしまして、前年度より2億1,876万9,000円の増額となっております。

続きまして、42ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費では、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費としまして117万6,000円の予算を計上しております。

次に、第3目 消防施設費では、ミニタンク車1台、救急車1台、救助工作車1台などで、2億5,624万6,000円の予算を計上しております。

続きまして、44ページをお開き願います。

第4款 公債費、第1項 公債費につきましては、新規発行分及び既存借り入れ分に要する元金及び利子としまして5億7,413万円で、対前年度比2億4,837万9,000円の増額となっております。

第5款 予備費、第1項 予備費は、1,000万円を計上しております。

最後に、48ページ以降に給与費明細書、54ページに債務負担行為に関する調書、56ページに地方債に関する調書を添付いたしております。

内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、57ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、あわせてご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○岡林薫議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。西田議員。

○西田昌美議員 ただいまご提案がありました議案第2号 平成29年度枚方寝屋川消防組合予算について質問をさせていただきます。

職員給与等管理費が増額となっていることについては、退職者が前年度に比べて12人増加するとの説明がありました。

来年度は多くの職員が退職されるとのことですが、総数で何人になりますか。

また、たくさんの職員が退職されることによって消防力の確保に影響はないのでしょうか。

また、退職者を補うため、職員の採用についてはどのように考えておられますか。

また、今後退職される職員の再任用制度についてはどのように考えておられますか。

以上、お聞きします。

○岡林薫議長 答弁を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 西田議員のご質問にお答えいたします。

平成29年度の定年退職者につきましては40人でございます。

今後も職員の大量退職が続く中、安定した消防力を確保していくため、第4次将来構想計画に基づき職員採用を計画的に進めていくとともに、必要消防力を下回る場合は、再任用職員を活用し、対応してまいります。

また、今後、再任用を希望する職員数の増加が予測されることから、一人でも多くの再任用を希望する職員を雇用できる制度を検討し、退職後の雇用と年金の接続を図ってまいります。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。西田議員。

○西田昌美議員 再質問はありませんが、要望とさせていただきます。

29年度については、40人の退職者がおられると答弁がありました。今、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられる中、定年退職後も再任用として働くことが必要となっています。定年退職される方の希望を聞き、全員が本人の希望がかなうような再任用にさせていただくよう求め、質問を終わります。

○岡林薫議長 そのほか、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4 議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の23ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、管理者市であります枚方市の再任用制度見直しによる給与改定に準じた給与改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

再任用制度の主な見直しにつきましては、管理職再任用の職域が縮小していくことから、管理職への任用基準を見直すとともに、年金の一部支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、無年金期間が長期化していく中で、定年退職後のモチベーションの維持・向上を図るため、非管理職再任用の給与を段階的に改定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の24ページをお開きください。

本条例の改正文でございますが、附則に第13項を追加するものでございます。

再任用職員の職制のうち、2級職の「係員」を3級職の「主任」とし、給料月額を平成29年度から平成33年度までの5年をかけて段階的に改定するものでございます。

附則といたしまして、施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

なお、本消防組合では、実際に適用される者が生じるのは特定消防職員の無年金期間が発生いたします平成32年度からであり、その必要額は約550万円の見込みです。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○岡林薫議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の26ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴う、育児休業をする場合の対象となる「子」の範囲の拡大や、一般職の非常勤職員の育児に関する休暇などにつ

いて所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の37ページをお開き願います。

第2条の改正は、育児休業をすることができない職員に関する規定でございます。

第1号及び第2号は、育児休暇中の職員のかわりに任用された任期付き短時間勤務職員、及び、定年による退職の期限が特例により延長となった職員は、育児休業をすることができないとするものでございます。

第3号のア、イ、ウは、非常勤職員が引き続き在職した期間が1年以上ない場合や、子供の1歳6カ月到達日を超えて引き続き在職することが見込まれないなど、一定の要件を満たさない場合は育児休業をすることができないことを定めるものでございます。

議案書の38ページをお開き願います。

第2条の2は、今回の法改正に伴いまして育児休業をする場合の「子」の範囲が拡大されましたが、養育里親として職員に委託された者につきましてもこれに準じた取り扱いとするものでございます。

第2条の3は、非常勤職員が育児休業をすることができる期間について定めるものでございます。

第1号は、原則として養育する子の1歳到達日まで育児休業をすることができる規定でございます。

第2号は、配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合、子の出生の日から1歳2カ月に達する日まで育児休業をすることができる規定でございます。

第3号は、保育所への入所を希望しているにもかかわらず入所できない場合などには、1歳6カ月まで育児休業をすることができる規定でございます。

第2条の4は条の繰り下げを行うものでございます。

議案書の40ページをお開き願います。

第3条の各号は、取り消された育児休業を再度取得することができる特別の事情として、特別養子縁組の請求が認められなかった場合などを追加するものでございます。

第6条は、育児休業に伴う任期付き職員に係る任期の更新をする場合は、あらかじめ同意を得なければならないとするものでございます。

第7条、第8条及び第9条は、条の繰り下げ及び文言の整理を行うものでございま

す。

議案書の42ページをお開き願います。

第10条は、育児短時間勤務を承認することができない職員を規定するものでございます。

第11条は、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、第3条の育児休業に係る内容と同様の規定を行うものでございます。

議案書の44ページをお開き願います。

第12条は、育児短時間勤務の勤務形態について規定するものでございます。

第1号のアは、月曜日から金曜日の5日間、1日につき4時間勤務するという形態でございます。第1号のイは、3日勤務とし、そのうち2日につきましては、1日につき7時間45分、1日につきましては4時間勤務するという形態でございます。

第2号は、交替制勤務職員につきまして、同様に勤務形態を規定するものでございます。

議案書の46ページをお開き願います。

第13条及び第14条は、条の繰り下げ及び文言の整理を行うものでございます。

第15条は、育児短時間勤務の承認が失効した場合等における特別の取り扱いについて規定するものでございます。

第16条及び第17条は、条の繰り下げを行うものでございます。

第18条は、育児短時間勤務職員に伴い任用した短時間勤務職員の任期の更新に当たっては、短時間勤務職員の同意を得なければならないとするものでございます。

第19条は、部分休業をすることができない職員を規定するものでございます。

議案書の48ページをお開き願います。

第20条は、部分休業について、非常勤職員の多様な勤務形態に対応できるようにしたものでございます。

第21条、第22条及び第23条は、条の繰り下げ及び所要の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、36ページにお戻り願います。

附則といたしまして、施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○岡林薫議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡林薫議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 一般質問を行います。一般質問については、松岡議員、森本議員から通告がありましたので、順次質問を許します。

初めに、松岡議員の質問を許します。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 一般質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。

大規模物流倉庫の問題についてお尋ねいたします。

平成29年2月16日木曜日には、埼玉県三芳町において大規模な倉庫で延焼拡大をし、消火活動に長時間を要する火災が発生しました。

この「アスクル火災」を受け、総務省と国土交通省は、2月28日付で各地の消防本部などに立ち入り調査を要請したと聞いていますが、要請された調査内容はどのような内容だったのか、また、枚方寝屋川消防組合としては、調査は実施されたのかお尋ねいたします。

次に、長尾谷町では、現在、先ほどのアスクル倉庫の延床面積7万2,000㎡よりも大きい約11万9,000㎡の物流倉庫の建設が進められています。この広さは大阪城ホールの3個分以上という大きさとなりますが、この倉庫建設に対しては消火活動や火災予防対策はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

滝本予防部長。

○滝本耕三予防部長 松岡議員のご質問にお答えします。

「アスクルの倉庫火災」を受け、今回の国からの要請があった防火対象物は延べ面積5万㎡以上の倉庫が対象となっており、本消防組合管内では存在いたしません。

本消防組合では、今回の火災を受け、類似火災の発生を防止するため、国から通知された「大規模倉庫に係る防火対策の更なる徹底について」を全職員に通知するとともに、延べ面積1万㎡以上の対象物のうち3施設に対し立入検査を実施し、違反事項につきましては重点的に改善指導を行ったところです。

次に、長尾谷町に建設予定であります大規模物流倉庫についてですが、警防活動上の対策につきましては、今回の火災の重要性を踏まえまして、改めて全職員に倉庫火災の特性を再認識させるとともに、警防マニュアルに定めている収容物及び延焼実態の早期把握や活動隊員の安全管理を徹底し、迅速かつ組織的な消防活動を展開するよう全職員に指示したところです。

火災予防対策につきましては、本消防組合管内で最大の規模を有する対象物となることから、設計段階から事業主の理解を得ながら、各階の車路やトラックバースに油火災に対応する泡消火設備を設置するなど、より安全性の高い消防用設備等の設置を指導したところです。

また、消防隊が到着するまでの自衛消防隊の役割として、通報や初期消火、避難誘導など、ソフト面の火災予防対策の指導も徹底したところです。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 それでは、要望させていただきたいと思います。

長尾谷町に現在建築が進められている物流倉庫については、消防組合としてもしっかりと対応していただいているようです。ただ、この建設物は、先ほども述べましたように大変大規模で、周辺住民の皆さんもとても不安に思われています。今回、国から依頼を受け行った別の倉庫での実際の立ち入り調査の結果を見ても、少し違反もあったということもお聞きをしているところです。

今後も火災予防対策の徹底をお願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○岡林薫議長 続きまして、森本議員の質問を許します。

森本議員。

- 森本雄一郎議員 一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

枚方市、寝屋川市及び交野市における消防の広域化について質問いたします。

平成28年12月に行われた第3回定例会で、私は広域化研究会についての一般質問を行い、一定、研究が終了し、今後は報告書の集約と広域化の議論をさらに進めていくかどうか検討する旨のご答弁がありました。

その後、平成29年2月に開催された全員協議会では、予定されていた広域化の進捗状況等についての報告がなく、先週の24日に、枚方市、寝屋川市及び交野市における消防の広域化についての報告を突然に受けましたが、一般質問の通告をした後だったので、この場で質問させていただきます。

交野市から広域化の議論を進めていくことはできない旨の意向を消防組合が受けた日時と理由、また今後の方向性をお答えください。

- 岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

- 矢追政宏総務部長 森本議員のご質問にお答えします。

先週の3月21日午後に交野市消防本部の消防長が来庁され、現段階では本消防組合との広域化の議論を進めていくことはできない旨の意向が示されました。

その理由につきましては、交野市では、職員定数条例で定める消防職員数に達していない中で、市町村消防の原則のもと、今後も消防力の強化を図り、本市の消防力がどうなのかを見きわめながら、市として消防行政の責任を果たしていくとのことでした。

そのため、本消防組合と交野市との消防の広域化の議論につきましては、今後、状況の変化がない限り、現段階では同研究会の報告書の集約をもって終えていきたいと考えております。

- 岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

森本議員。

- 森本雄一郎議員 ご答弁ありがとうございます。

理由について質問いたします。答弁の中で「職員条例定数で定める消防職員数に達していない中で、本市の消防力がどうなのかを見きわめながら」とありましたが、現在の条例定数78に対して75の職員数では見きわめが困難であるということでしょうか。

また、広域化研究会を行う当初からわかっていたことだと思いますが、これらが理由に該当するのでしょうか。ご答弁願います。

○岡林薫議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 森本議員の2回目のご質問にお答えいたします。

交野市では、同市の消防力が条例定数に達していない中で本消防組合との広域化の議論をさらに進めていくことは、消防行政に対する責任の観点から、現段階では同市議会等から理解を得ることができないと考えておられることを先日伺ったものであり、それ以外の理由につきましては言及されておりません。

○岡林薫議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

森本議員。

○森本雄一郎議員 交野市の条例定数と消防職員数について申しますと、平成26年3月末では条例定数、職員数とも73人で、同数の時期がありました。また、研究会が始まったときは、条例定数、職員数とも現在と同数です。

以上のことから、理由としては理解しがたく、また、このようなことは当初に確認しておくべきものであると思います。今後は、他市あるいは他団体と研究会等を行っていく場合には、しっかりとコンセンサスをとった上で進めていただくことを強く求めておきます。

以上で私の質問を終わります。

○岡林薫議長 これをもちまして、本日の定例会に付された案件は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶をお受けします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は年度末で何かとお忙しい中、ご提案申しあげました諸案件について慎重にご審議いただき、いずれも可決いただきましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

議会の冒頭にもお伝えいたしましたとおり、本消防組合が目指す「安全で安心して暮らせるまち」を実現していくために、平成29年度につきましても、消防組合が一体となって、第4次将来構想計画に基づくさまざまな施策に取り組み、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいりますので、今後も引き続き、よろしくご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

○岡林薫議長 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、高い席からではございますが、私からも閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、また、各議案について慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

また、この1年間、皆様のご支援、ご協力によりまして、また北川副議長の支えを得まして、無事、議長の職務を全うすることができました。重ねて御礼申し上げます。

今後も引き続き、枚方・寝屋川両市民の安全・安心を守るために、消防行政に対するより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。御礼のご挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして本日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午前10時56分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成29年 3月30日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 岡 林 薫

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 岡 沢 龍 一

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 坂 光 勇 哉